

主催大会における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

一般社団法人秋田県水泳連盟

一般社団法人秋田県水泳連盟は令和 2 年 5 月 14 日付スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び同日付公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守するとともに、現場実態に即した本連盟独自のガイドラインを策定し、実行していくことで新型コロナウイルスの感染拡大予防に役立てていく事とする。

なお、開催場所や実施時期等により、状況に応じた的確な対応が求められるため、事前に施設管理者及び関係団体等と十分協議した上できめ細やかな対応を行っていく。

また、大会実施にあたっては、国及び地方自治体からの指導や要請を踏まえた対応していくことと併せ、以下に示した基本方針を軸に検討及び対応していく事とする。

【1】実施時の感染防止策

I 参加者が遵守すべき事項

- ① 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めると
体調がよくない場合（例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 参加の受付、着替え、控え場所等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めると（アップ、競技中以外は原則マスクを着用する）
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ ソーシャルディスタンスを心がける
- ⑤ 大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑦ イベント終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑧ 参加者（選手、監督、引率者、競技役員等）の健康観察の実施をおこなうこと

II 参加者が競技を行う際の留意点

- ① 十分な距離の確保
運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること（※）感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適当である。
- ② 並ぶ際には、前の人の呼気の影響を避けるためにも、可能であれば前後 一直線に並ぶのではなく、極力斜め後方に位置取ること
- ③ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- ④ タオルの共用はしないこと
- ⑤ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ⑥ ペットボトル等の飲料水については、回し飲みはしないこと
- ⑦ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

Ⅲ 主催者が準備すべき事項

①手洗い場所

- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。）
- アルコール等の手指消毒剤を用意すること

②更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること

③洗面所

- トイレ内の触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い）

④観客の管理（無観客が解除された場合）

- 観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること
- 会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

⑤スポーツイベント会場

- スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 換気設備を適切に運転すること
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

⑥ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること

⑦大会参加ルール同意書を全員から提出をしてもらうこと

【2】競技実施上の感染防止策と注意事項

【大会実施上のガイドラインであり、競技会主催者が発表する監督者会議資料等に従うこと】

I 会場の使用について

- ①朝の会場への入場は、チームごとに入場すること
- ②控え場所については、事前に割り当てられた場所以外は使用しないこと
- ③既存施設の更衣室の使用は禁止とする（大会主催者の指示による）
- ④更衣室のロッカーの使用は禁止とする（大会主催者の指示による）
- ⑤着替えについては指定された場所を利用する（大会主催者の指示による）
- ⑥アリーナ内でのストレッチ等については禁止とする
- ⑦貴重品の管理は、監督・引率責任者が責任をもっておこなうこと
- ⑧受付等対面接触となる場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等を設置し、列の間隔確保をおこなう
- ⑨控え場所については、密にならないように心がけること
- ⑩ゴミについては、各チームごとに持ち帰ること
- ⑪原則無観客試合とする（大会主催者の指示による）

II 競技上の注意事項について

- ①朝のアップについては、事前に指定されたレーンでアップをすること
- ②朝のダッシュについては、指定された時間に一斉におこなう
- ③ダッシュレーンは、事前に指定されたアップレーンでおこなう
- ④コースエンドでの選手の密集を避けるため、休憩時間が長くなる時は一旦プールから上がる
- ⑤競技に関わる導線については、必ず確認をすること
- ⑥招集時間を設定するので、設定された時間に来ること
- ⑦招集所には必ずマスクを着用してくること
- ⑧レース前の着水は自レーンのバケツを使用すること
- ⑨レース前のアップは、十分間隔をとりながらおこなうこと
- ⑩レース後のダウンは、十分間隔をとりながらおこなうこと
- ⑪監督及びコーチは原則マスク着用で指導する。（熱中症に注意）

III 競技役員への注意事項について

- ①競技役員全体打合せを省略する場合がある。その場合は主任会議後にパート単位で周知する
- ②競技役員については、原則マスクを着用すること
- ③選手、折り返し監察員、計時については極力間隔をとること
（間隔の取り方については、事前に折り返し観察員、計時には周知する）
- ④各パートにおいて、それぞれが間隔をとり、必要に応じて消毒等をおこなう
- ⑤各パートにおいて、飛沫等の感染対策を講じること
（感染対策については、事前に審判長と確認をとること）
- ⑥競技役員は適時施設内を巡回し、ルールを順守しているか確認及び適宜指導をおこなう
- ⑦共用場所（特に洗面所、更衣室、出入り口のノブや階段の手すり、トイレ等多くの人が触れる場所）について定期的な消毒を実施する。
- ⑧控え場所等についてはソーシャルディスタンスを心がけること

IV 競技運営上の注意事項について

- ①開会式・閉会式は行わない
- ②表彰は行わない
- ③招集所が混雑しないように、招集時間を管理し、招集所内は前のレースのみとする
- ④控え場所が混み合わないよう配慮する
- ⑤会場の換気を定期的におこなう
- ⑥会場の状況によっては、アリーナ内東側プールサイドを一部開放を検討する
- ⑦無観客が解除された場合、観客については選手1名につき保護者1名とする
（責任者の申請によりADカードを発行する）（応援場所はあらかじめ指定する）

V その他

I 健康観察について

- ①参加者は、大会1週間前から検温を実施し健康状態を報告し、責任者は健康観察報告書に記入する。
- ②参加者は、大会当日朝、検温を実施して責任者へ報告する。
- ③責任者は、参加者の健康状態を把握し参加の有無を判断する。
- ④責任者は選手の健康状態を健康観察書に記入し、本連盟に提出する。
- ⑤体調不良者の報告は、37.5℃以上の発熱や嗅覚・味覚異常、強い倦怠感がある者についてのみ報告する。
- ⑥本連盟は健康観察書を確認し、体調不良者がいた場合は大会の実施の有無について協議する。
- ⑦微熱や風邪の症状等により自宅で休養している者については報告の必要ない。

VI 感染の疑いなどあった場合の対応について

- ①大会前に感染の症状の疑いがある場合は参加できない。また感染状況や感染規模にもよるが全体の県内で確認された場合は中止もあり得る。
- ②大会期間中に、発熱などの体調不良の参加者が出た場合、救護員の指示に従う。場合によっては大会を中断する事もある。
- ③大会後の感染の疑いが発症した場合、関係各位に報告し、その後の指示に従うこと。

【別紙様式】 （提出については大会主催者の指示による）

一般社団法人秋田県水泳連盟 宛

大会参加ルール同意書

【以下該当する場合は☑を記入】

- 体調不良はありません。（発熱、咳、咽頭痛 等）
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方はいません。
- 過去 14 日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者・帰国者との濃厚接触はありません。
- マスクを持参し、咳エチケットを行ないます（競技時、食事等を除く。※熱中症にも留意）
- こまめな手洗い（30 秒以上）、手指の消毒を確実に実施します。
- 手洗い時のマイタオルを持参します。
- 飲食時は対面にならないよう注意し、飲み物の共用（大型ボトル）は行いません。
- 大声での会話及び応援を控えます。
- 鼻水、唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉して持ち帰ります。
- 他の参加者と十分な距離を確保するよう努めます。特に、観覧席、応援場所等
- 写真撮影する際は短時間で行い、他の参加者へ場所を譲るよう努めます。
- 飲食時は密集、対面を避け、会話を控えます。
- その他の事項について、主催者の感染防止のための措置を遵守し、指示に従います。
- 万が一、大会後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、秋田県水泳連盟へ速やかに連絡し、濃厚接触者の有無等について報告します。

所 属 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

【参加者確認欄】

いずれかに☑

役員関係者 選 手 指導者（コーチ） 保護者（関係者） その他（マスコミ他）

※本書は個人情報保護法にもとづき、大会運営上の確認以外の目的で使用することはありません、

主催者確認欄

選手・指導者、観客の皆様へ（大会参加チェックリスト）

一般社団法人秋田県水泳連盟
【掲示用】

大会参加にあたっては以下のルールを必ず守って下さい。また、大会途中でルールに違反する行為があった際には、退場を命じる場合があります。参加者全員の安全安心のためですので、ご協力よろしくをお願いします。

- ・ 体調不良がないこと（発熱、咳、咽頭痛 等）
- ・ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいないこと
- ・ 過去 14 日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は当該在住者・帰国者との濃厚接触がないこと
- ・ マスクを持参し、咳エチケットを行うこと（競技時、食事等を除く。※熱中症にも留意）
- ・ こまめな手洗い（30 秒以上）、手指の消毒を確実に実施すること
- ・ 手洗い時のマイタオル（貸し借りしない）を持参すること
- ・ 飲食時は対面にならないよう注意し、飲み物の共用（大型ボトル）は行わないこと
- ・ 他の選手、指導者、観客、役員等との適度な距離の確保をおこなうこと
- ・ 招集所やリレーで待機する際は、適度な距離を確保し、極力会話を控えること
- ・ 大声での会話及び応援を控えること
- ・ 鼻水、唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉して持ち帰り、ゴミを回収する人はマスク及び手袋を着用すること。（その後の手洗い、手指消毒の徹底）
- ・ ウォーミングアップ及びクールダウン時は1つのレーンに多くの選手が入らないこと（前泳者と2メートル以上の間隔をあける。）
- ・ 接触して補助が必要な練習は避ける。
- ・ コースエンドでの選手の密集を避けるため、休憩時間が長くなる時は一旦プールから上がることに
- ・ スタート練習の際は選手間の人との距離を空けること
- ・ 練習道具は自分のもの以外は利用せず、ドリンク等について回し飲みなどはしない
- ・ 控え場所では常に風通しを意識し、密閉状態とならならない工夫を行うこと
- ・ 各チームでも消毒液等を準備し、共用の場所へ移動した際は手指消毒をおこなうこと
- ・ 更衣室内ではマスク着用のまま、会話は控え短時間で更衣を済ませること
- ・ ここに記載のない事項は大会関係者の指示に従うこと
- ・ 大会後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は本連盟に速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること